

大玉村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

大玉村教育委員会

目次

1 計画の趣旨、現状	1
2 目標	1
3 計画の期間	2
4 実施する業務量管理、健康確保措置の内容	2
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)第8条第1項に基づき、文部科学省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」という。)に即して策定するものである。教育職員の健康と福祉を確保し、限られた時間の中で児童生徒への教育の質を高めるため、業務量の適切な管理と働き方改革を推進する。

(2) 本村の現状

本村では、大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョンに基づき、様々な教育に関する施策を実施している。この中で「学校における働き方改革」を推進し、教員が本来の教育活動に専念できる環境を整えることが、子ども達の学びの充実につながるものと考え教育活動に取り組み、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度の状況は以下のとおりである。

【時間外在校等時間の状況】(令和6年度)

校種	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月36.5時間	26.7%	2.8%
中学校	月42.7時間	38.1%	0.0%

これによれば、時間外時間は減少傾向にあるものの、月45時間を上回る割合が小学校では26.7%、中学校では38.1%とさらに多くなっている。部活動指導や不登校児童・生徒や問題行動等の生徒指導などによる時間外業務の増加が教育職員の負担となっている。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目 標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以内にする。
※令和8年度から段階的に目標達成に向けた取組を進める。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を13日以上にする。
(令和6年度12.1日)。
- ・教育職員へのストレスチェックにより、客観的に把握できるようにし、高ストレス者の割合を10%以下にする。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで(4年間)

※ただし、毎年度の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

4 実施する業務量管理、健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

※「学校と教師の業務の3分類」別紙資料参照

イ 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、おおたま学園活動として防災無線での見守り依頼などを通じて保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者または地域住民、その他の関係者が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、

保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収、管理（公会計化等）

- ・給食費については無償化されているが、その他学校徴収金については歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続きの精査を進め、可能な限り早い時期に公会計化を検討する。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動における学校支援ボランティア等の地域との連絡調整については、コーディネーター等を窓口に行うものとする。コーディネーター等と学校との連絡調整については、教頭や担当教員に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・必要に応じて教育委員会や首長部局が直接苦情等に対応するとともに、必要に応じて学校が弁護士等の専門家を活用しやすい環境を整備する。

⑥ コミュニティ・スクール・地域学校協働本部活動等の活用

- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働本部による学校協力活動の機能を生かし、学校課題の解決にあたる。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査、統計等への回答

- ・校務支援システム等の機能等を活用することによって、各種調査の回答などで事務負担の軽減を図る。

② ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守、管理

- ・ネットワーク設備の日常的な保守、管理について、今後もICT支援員が中心となって行う。

③ 学校プールや体育館等の施設、設備の管理

- ・学校プールや体育館については、首長部局で実施している公共施設等検討委員会の結果に基づき、新設や大規模修繕を検討し、場合によっては民間業者への指導委託等を検討する。
- ・体育館の地域開放施設の管理業務については、引き続き村教育委員会と連携して行う。

④ 部活動

- ・種目別に部活動指導員を導入しているが、休日、平日すべての部活動について、活動時間等の適正化を図り、今後も種目別に地域と連携しながら部活動の地域展開を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備、学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

② 支援が必要な児童生徒、家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を充実させ、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、大山公民館で実施している「教育支援センター」の機能強化や支援員等による効果的な支援を促進すると共に中学校内にある「スペシャルサポートルーム」の活用、充実を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間、清掃頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、情報共有などの校務を効率化する「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、現在の高い水準を維持しつつ、さらなる向上を目指す。
- ・教育職員の事務作業等を支援するため、スクールサポートスタッフを配置するとともに、特別支援児童生徒を含む何らかの支援を要する児童生徒を支援する支援員についても継続的に支援する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、管理職が業務内容や健康面について確認するための面接を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題について首長部局と連携し「心の健康相談」を実施する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日（週1回程度）を推進し、長期休業等の期間中に10日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例教育委員会及び村総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標についてはストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の指導を実施し改善を図る。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。
- ・保護者や地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。